

みんなの声の広場

平成25年11月15日発行

homepage : <http://www.khotoku.net>

email : info@khotoku.net

tel&fax : 045 - 532 - 9089

平成25年度第3回定例会 9月9日(月) - 10月31日(木)

市会ニュース

TOPIC 1 費用弁償復活。これでいいのか横浜市会！



第3回定例会は、市長の再選を受けて初めての議会となりました。そのためか比較的に市民の皆さまの生活に直結する議案審議は少なかつたと思います。一方、我々議員に係わる事項として費用弁償の復活議案が上程され、自民、公明、民主三党派などの賛成多数で可決されたことは、市民の皆さまに知って頂きたい議会の動きです。

そもそも費用弁償とは何かといえば、地方自治法に「議員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定していることに基づき、本市でも条例化しているものです。会社勤めの方なら交通費を含め、お仕事をされる際に要した費用の支払いを会社から受けることがあると思いますが、そうしたものです。ただ議員の場合は本会議や委員会に出席するのに掛かる費用は、交通費程度ですから費用弁償≒交通費とイメージして頂ければ分かりやすいと思います。知って頂きたいのは、その費用弁償が、復活した話です。

〔平成25年10月9日決算特別委員会市民局審査。市会HPより〕 具体的には、市内18区を3ブロックに分け、議会1回出席あたり1千円、2千円、3千円の費用弁償を受けることとなります。都筑区の場合は、3千円です。これによって議会全体で、年間1千2百万円程度の支出増となります。“復活”という言葉を用いたのは、約7年前まで1回につき1万2千円支給されていた費用弁償は1万円への減額を経て、約6年前に「社会経済情勢を勘案し」という理由で停止(廃止)されていたからです。

今回の費用弁償復活、私は、会派の仲間と反対しました。その理由は、①本市の財政は、依然として厳しく、少子高齢化と生産年齢人口の減少していく今後に向けて、市民の皆さまに様々なご負担やご不便をお願いせざるを得ない状況であること。②アベノミクスによる経済好転を期待する向きもあるが、市中の経済・景気動向は、決して市民が実感できるほど好転していないこと。③市の財政状況や市中の経済状況はさて置いても、実際に要する以上の金額を交通費として受け取るのは、合理性、妥当性がないことなどです。

私は、費用弁償を復活させることは、公私の区別をつけ正当にかかった費用の補償を受ける意味からはあり得ると思っております。ただしそれには条件があります。ひとつ目は、金額に合理性、妥当性があり市民の理解が得られるものであること。二つ目は、費用弁償だけでとらえるのではなく、議員報酬や政務活動費、海外視察費(望月は活用せず)他の議員に係わる経費全体が、その時々々の財政状況や景気動向に照らし合わせて妥当か考慮することです。

以上の二つの視点に立って私は、次のように考えます。例えばセンター南駅から市庁舎のある関内まで地下鉄で往復640円掛けて登庁する私が、3千円の費用弁償を受けることは道理に合いませんし、かつてほど高額でないにせよまだ現状の金額設定は、どんぶり勘定過ぎる。先ほど申し上げた財政や経済の厳しい状況の故、期間限定とはいえ、今年7月より議員や市長そして市職員の皆さんの報酬や給与を減額している一方で、自らの待遇を自ら決定できる議員が、自らの手取り分を結果として増やすことになる費用弁償復活を決めることは、お手盛りと思われても致し方ありませんし、市民の理解も得難い。

議員に求められる仕事の一つに行政をチェックし、税金が無駄に使われないようにすることがあります。だからこそ費用弁償を支給するなら、市民の理解の得られる算出法でなければいけないと思います。

私は選挙の際に信頼される政治を実現したいと訴えました。まだまだ力不足で皆様の信託に応え切れているか自問するところではありますが、一歩ずつでもそれは実現したいと思っております。そんな私からすると、市民や市職員の皆さんの家計状況が向上するのに先んじて、今回のような形で費用弁償を復活させることは、議会全体で年間に増える支出額の多寡に係わらず、市民の信頼を得られるものと思いがたいですし、正しい判断とは思えません。

費用弁償に関連し、この紙上で述べきれない部分を私のHPのコラムで扱っております。インターネットをご利用の方は是非、HPをご覧ください。

TOPIC 2 決算特別委員会〔市民局関連、財政局関連〕の審査に、会派を代表し望月が立つ！！

10月9日、10月18日の両日、24年度分決算審査の場に、望月が会派を代表し審査に立ち、市民局と財政局に質疑を行いました。市民局への質疑のポイントは、市民利用施設の運営向上をいかに図るかや公的資金の公正な運用についてです。具体的には、市民プールを取り上げ、快適な利用を図るための取り組みを確認したり、本市の外郭団体である横浜市体育協会が、管理しているワールドカップ決勝戦開催記念基金の残金約1億6千5百万円についてです。

財政局に対しては、福島第一原発事故に伴い発生した本市の放射能対策に関連する支出の賠償問題や来年4月より税率が上がる消費税の本市財政や市民生活への影響を中心に、少子高齢化が進む中での公共建築物のあり方、そして財政の硬直化を招く市債発行の考え方について質疑を行いました。

いずれの質疑も、普段より市民の皆さんからお寄せ頂いた声を基にしたものです。議会での質問は、出来る限り皆さんの思いを形にしたいと考えています。もし市政に対してご意見やご要望があれば、その声を望月に託して下さい。

第4回定例会の主な議題は、横浜みどり税！？

12月2日-12月17日の会期予定の第4回定例会に、来年3月で期限切れを迎える横浜みどり税の継続の可否が議論される予定です。ご意見のある方は望月まで。



〔平成25年10月18日決算特別委員会財政局審査。市会HPより〕

【当レポート発行者プロフィール】

横浜市議員〔都筑区選出〕望月高德（もちづきこうとく）。静岡県出身、横浜市在住25年目。早稲田大学政治経済学部卒。みんなの党横浜市議員団所属。平成25年度所属委員会は、政策・総務・財政常任委員会、減災対策推進特別委員会（副委員長）。

望月の議会での活動の様子を是非、動画でご覧下さい。

“横浜市会 HP” ⇒ “インターネット中継” ⇒ “議員名から選ぶ” ⇒ “望月高德”



〔平成25年10月18日決算特別委員会財政局審査。市会HPより〕

横浜市会では、本会議や委員会の議論の様子を本年度の9月から、当日の現地〔関内の市会棟〕での傍聴だけでなく、インターネットにてライブ・録画あわせて中継し、公開しています。平成24年度分決算特別委員会審査で、望月は、市民局や財政局に対して、皆さまからの声を基に、皆さまになり代わり当局と大切な問題についてやり取りしています。お時間のある時に是非、ご覧下さい。

5のつく日には行政相談実施中！

5日、15日、25日の毎月5のつく日には、事務所にて行政相談をお受けしています。実施時間の詳細は、お問い合わせ下さい。

5のつく日の行政相談以外にも、皆様からの行政相談やお声を常にお受けしています。各種団体、NPO法人、自治会・町内会あるいは個人etcご連絡頂ければ、当方から出向きます。

◇ 望月高德の議会報告会&市政に関する意見交換会開催 ◇

～皆さま、是非一度お気軽に、お誘い合わせの上、ご来場下さい。～

日時：11月30日（土）14時～15時30分〔開場は、13時30分予定〕

会場：都筑公会堂第2会議室〔都筑区総合庁舎内〕

交通手段：市営地下鉄センター南駅より徒歩約4分。

内容：平成25年度第3回定例会のご報告。市民の皆様と市政、区政の意見交換。

参加費および申し込み方法：無料。

※ 当日のご参加大歓迎ですが、参加人数把握のため、ご来場頂くのが確実の場合には、お名前とご連絡先をお電話やメールなどで事前に、教えて頂けると助かります。

問合せ先：望月高德政務活動事務所 045-532-9089



〔前回の6月の市政報告会の際に撮影〕



“皆さんの声”は、横浜市議員 望月高德 が承ります！

TEL&FAX: 045-532-9089

Email: info@khotoku.net

または 直接事務所までお寄せ下さい。

ご協力に感謝！！

【望月高德政務活動事務所の所在地】

都筑区中川中央1-24-17-2F（地下鉄センター北駅グリーンライン側目の前）

切り取り線

“皆さんの声”をお気軽にお寄せ下さい。

ご記入日／平成25年 月 日

横浜市政や区政、あるいは政治全般について、お気付きの点やご要望あるいはご意見があれば教えて下さい。

Blank lines for writing comments or requests.

Form fields for registration information: 氏名 (Name), 年齢 (Age), 性別 (Gender), 住所 (Address), 電話番号 (Phone Number), Email.

※ 以上の項目は、すべて任意。可能な項目のみご記入をお願い致します。
※ お寄せ頂いた個人情報、適正に管理します。
※ ご連絡先のご記入のある方には、望月から回答のためご連絡を差し上げたり、市政報告会などのご案内をする場合があります。